

# 社会福祉法人龍峯会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人龍峯会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

3 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区別されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 職員としての立場を有する理事に対しては、報酬等は支給しない。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長の各年度の報酬総額は、720万円を超えない範囲とする。

2 この法人の業務執行理事の各年度の報酬総額は、各業務執行理事一人あたり300万円を超えない範囲とする。

3 この法人の監事の各年度の報酬総額は、各監事一人あたり5万円を超えない範囲とする。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長が、理事会に出席したときは、別表1の実費弁償費は支払わないものとする。

2 業務執行理事及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 同条第2項から第4項の支払い方法は、同日、現金にて支払い、領収書の発行を受けるものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事長が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、業務日数が14日以下であった場合は、別表3により報酬を支払うこととする。

2 業務執行理事が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、業務日数が16日以下であった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うこととする。

3 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

6 同条第1項から第5項の支払い方法は、毎月末に締め、翌月10日に支払うこととする。その際の支払いは、あらかじめ指定を受けた口座へ振込むものとする。ただし、10日が土日・祝日にあたる場合は、金融機関の前営業日に振込みを行う。

(監事の報酬等)

第7条 監事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第8条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 支払い方法は、同日、現金にて支払い、領収書の発行を受けるものとする。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員が、法人業務(研修等)のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

付 則

- 1 第3条(別表1)、第4条(別表2・別表3)、第5条(別表1・別表3)、第6条(別表1)に規程する報酬については、本法人が経営主体である施設や事業所の業績低下や、やむを得ない事由がある場合には、支給しないことがある。
- 2 この規程は、平成20年3月26日より適用する  
この規程は、平成22年3月26日より一部変更  
この規程は、平成25年5月29日より一部変更  
この規程は、平成27年3月27日より一部変更  
この規程は、平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日より適用する。  
この規程は、平成30年3月30日より一部変更  
この規定は、令和元年6月29日より一部変更

別表1（日額）

名 称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	4,000円
評議員会出席報酬等		4,000円
評議員選任・解任委員会 出席報酬等		4,000円

別表2（月額）

名称	月額報酬
理事長業務報酬等	600,000円
業務執行理事報酬等	250,000円

別表3（日額）

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務	40,000円	
業務執行理事報酬等	12,000円	4,000円
理事業務報酬等	12,000円	4,000円
評議員業務報酬等	12,000円	4,000円
監事監査指導報酬等	12,000円	4,000円

別表4（日額）

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	上限30,000円	7,000円	実費